

商品概要説明書

株式会社鹿児島銀行

2012年12月10日現在

1. 商品名	・一般財形預金
2. ご利用いただける方	・当行と財産形成預金の取扱契約を締結された企業（以下「事業主」といいます）の勤労者の方 ・お一人さまあたり複数の契約がご利用いただけます。
3. 積立期間	・3年以上
4. 預入 (1) 預入方法	・事業主が預金者に代わり、預金者に支払う給与から天引きしてお預け入れいただきます。
(2) 預入金額	・1,000円以上
(3) 預入単位	・1,000円の整数倍
5. 預入限度額	・限度額はございません。
6. 払戻方法	・お預け入れ日から1年間は払い戻しいただけません。
7. 預金種類	・お預け入れごとに1口ずつの「リレー期日指定定期預金」を作成いたします。
8. 利息 (1) 適用金利	・お預け入れ時点の店頭表示金利を適用させていただきます。 ・金利については窓口にご照会ください。
(2) 利払方法	・満期日以降に一括して払戻しいたします。
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算いたします。
(4) 満期日以降	・満期日以降の利息は解約日時点の普通預金利率を適用します。
9. 課税	・利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。
10. 手数料	—
11. 付加できる特約事項	・マル優の対象外となります。
12. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約される場合は、預金規定にもとづき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息と一緒に払い戻しいたします。 【中途解約利率】 (1) 6か月未満……………解約日における普通預金利率 (2) 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40% (3) 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50% (4) 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60% (5) 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70% (6) 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%
13. その他参考となる事項	・預金保険制度の対象となります。 (1 預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息などが保護されます)
14. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772